

1. はじめに

農村では高齢化等によりリタイアする農家が増加する中で、農地を維持する地域農業の担い手の確保が急務となっている。食料・農業・農村基本法では「効率的かつ安定的な農業経営の育成」が目指されているが、水田農業においては、大規模な個別経営のみでは、その土地利用の全体をカバーすることができていない。このため中小規模農家、兼業農家を組織化して、農地を維持・保全し、農地を効率的に利用する営農の担い手の確保を図ることが重要となっている。そうした中、平成19年度から導入された経営所得安定対策を契機として、集落営農組織が各地域で相次いで設立された。

歴史的に見れば、集落営農組織は、1970年代に入ってから、担い手不足が深刻な中山間地域（島根県、広島県等）や平場の総兼業地域（滋賀県、富山県等）で「集落ぐるみ型」の集落営農組織が県の政策的支援もあって大きく進展した。また1990年代に入ると大区画圃場整備事業を契機として担い手への集積要件のクリアのために東北等でも組織化が進展していった。

国の政策としては、米政策改革大綱（平成14年）において、「集落型経営体」が育成すべき農業経営とされ、各地域の「地域水田農業ビジョン」に「集落型経営体」が担い手として位置づけられている。また、「食料・農業・農村基本計画」（17年）では、「集落を基礎とした営農組織のうち、一元的に経理を行い法人化する計画を有するなど、経営主体としての実体を有し、将来効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれるものを担い手として位置付ける」と明記された。そして、19年度から実施された水田・畑作経営所得安定対策（以下、「経営所得安定対策」という。）において直接的な政策対象とされたことで、それまでの組織活動の延長として、あるいは新たな活動母体として、集落営農組織が各地域で設立された。こうした集落営農組織が、今後、農地を維持・保全し、農地を効率的に利用する地域農業の担い手として発展していくことが期待されている。

農林水産政策研究所（以下「政策研」という。）では、各地域で相次いで新たに設立された集落営農組織を中心に、集落営農組織の経営実態等を継続的に把握し、その動向と地域農業への影響（効果）を明らかにするとともに、今後の発展の方向性を明らかにすることを課題としたプロジェクト研究を19年度より3年間実施した。本報告は、このプロジェクト研究の調査・分析の成果をとりまとめたものである。

（小野 智昭）